

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 ( 202011 )
地域名 (地域内農業集落名)	06 大豆島地区 ( )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月18日(木) ( 第1回 )

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・産業団地の開発や道路の拡幅のため地域内農地の多くが転用され、農地の縮小と分断が進んでいる。  
 ・道路拡幅で農業機械での通行が難しくなったり、居住者の増加に伴い農作業へのクレームが増えたことなど、地域全体で農業がしづらい環境になってきている。  
 ・南長池—東風間の間と中之島—上之島の間は農道の整備がされておらず、圃場条件が悪いため荒廃した農地が増えている。(農家台帳の更新がなく、真の所有者不明の農地が増えている)  
 ・地域全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。  
 ・遊休農地において除草がされず周辺の耕作地にも影響が及んでおり、業者委託等による除草作業について検討が必要となっている。(農家台帳の所有者変更が行われなかったため除草依頼ができない農地がある)  
 ・区域内において今後農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・宅地の増加に伴い果樹作が難しい現状を踏まえ、主な栽培品目を麦・大豆に切り替え、集約による大規模化を推進する。  
 ・大規模法人や設備を保有する経営体に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れる。さらに農業を担う者を募り、地域全体で農地の有効利用をする仕組みの整備を進める。(家庭菜園規模での就農者の受入れ等)

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	51 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	51 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注: 区域内の農用地等面積について、話し合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積、集約化の方針

大豆島地区の農地利用は、当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には担い手を中心に実状に応じて次の耕作者を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

所有者の貸付意向を十分配慮するとともに、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、中之島—上之島の間及び南長池—東風間の間において農地の区画整理や農道の整備など基盤整備事業の実施について検討する。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・農家創設を目指す新規就農予定者に対し、農地の所有・貸借の条件緩和、栽培指導や圃場リース(ワイ化りんご等定植後の園地の貸し出し)、などの情報提供を行い、新規就農者の確保・育成に関する支援の拡充を進める。  
・定年帰農者の確保・育成を目指し、農業体験の受入れや技術指導、農繁期の労働力の確保など営農全般に関する支援の拡充について検討する。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

スムーズな農作業委託を実現するため、作業受託者の登録、周知を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

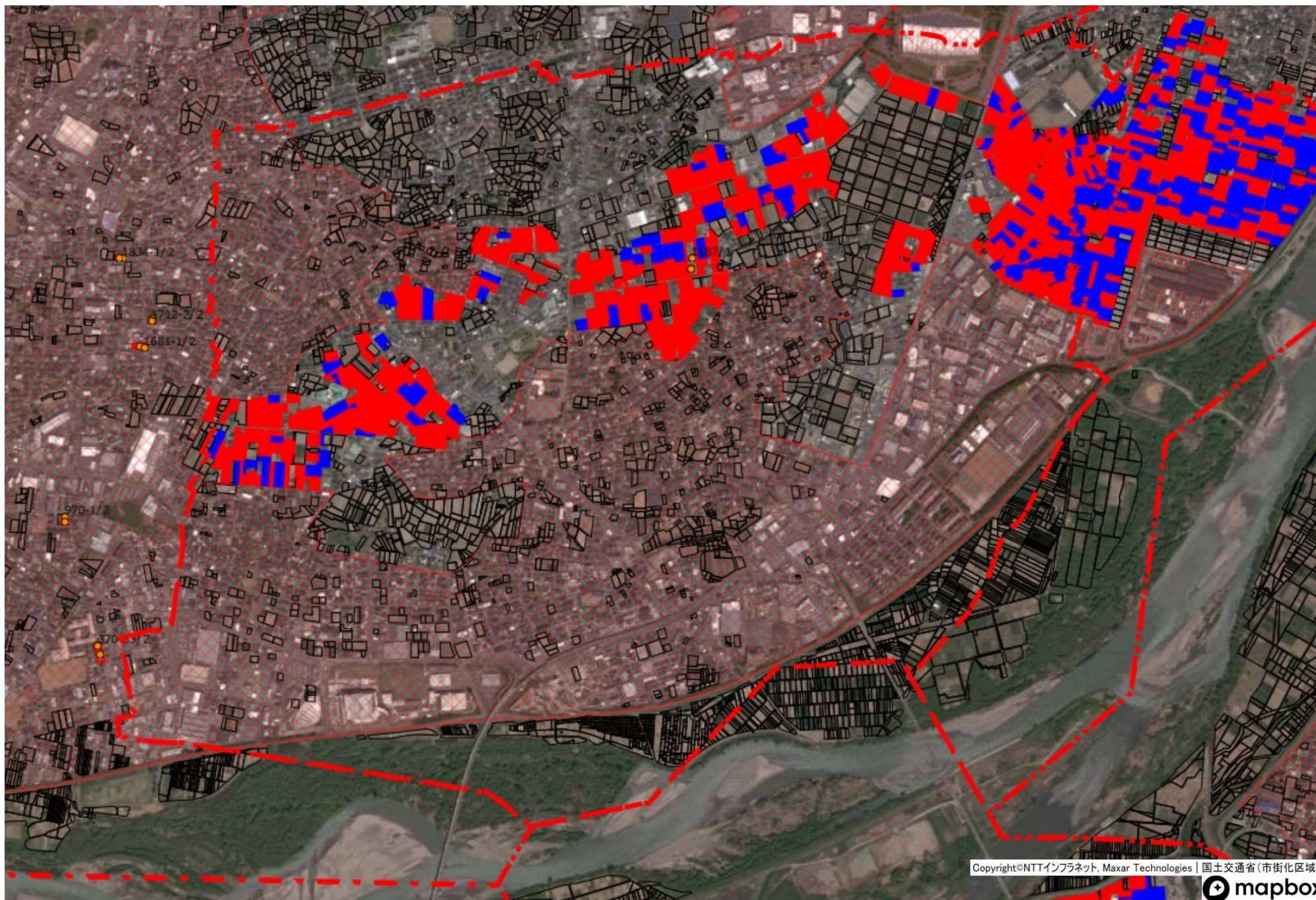
【選択した上記の取組方針】

○規模拡大に向けた補助制度等の活用に関する支援について…⑩

規模拡大を目指す農家に対し、苗木の購入や農業用施設の整備、大型機械の購入など各種補助制度の利用と、農地の集約化に向けた農地中間管理事業の活用など、営農に関する相談や指導、市との仲介などについて支援を行う。

○荒廃農地の利活用に関する取組方針…⑦

区画整理されていない荒廃農地について、家庭菜園希望者に貸出すなどの方法を検討する。(農地法の改正内容の周知により、小規模の貸借り・売買で対応する)



青：現耕作者が耕作 赤：今後検討等（令和元～2年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）

※ 話し合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和6年8月）